1	１番　　八　木　　亮　三　　議員 ①　政策形成・実施における科学的・合理的・法的根拠の重要性について 　メディアや ICT の発達によって誰もが手軽に多種多様な情報を得られるようになるに伴い、近年ますますインターネット上および実社会に陰謀論や偽科学、偽医学などの「ニセ・誤情報」が氾濫してきています。 　個人の思想・表現の自由は最大限に尊重されるべきですが、政治・行政は科学的知見に基づいて住民の命と健康を守り、合理的で偏りのない教育や福祉を実現する責務を負っており、一見すると科学的であったり子どもや社会のためであったりするようで実際には科学的根拠や効果のない思想や活動に加担することは許されません。 　しかしながら、現実には、一部自治体の首長、行政機関および国会議員・地方議員の中にも「ニセ・誤情報」に基づいて政策を進めようとする動きがあり、公衆衛生や中立的であるべき公教育が脅かされ、また、差別や偏見を助長する結果になりかねない状況がありますので、今後、そのような本町の行政運営の信頼性・公平性が損なわれるような事態が発生しないよう、以下についての見解を尋ねます。 （１）HPV ワクチンは子宮頸がん予防に極めて高い効果があるにも関わらず、危険性を煽る不正確なメディア報道や一部国会議員・地方議員などが反対運動を展開した影響で接種の推奨が一次停止されていた。本町は過去に自費接種した女子への払い戻しに 9 価ワクチンも対象とするなど HPV ワクチンの重要性を理解していると考えるが、国としては女子の公費接種は再開したものの男子はまだ任意接種となっているので、男子の任意接種にも町が費用助成を行うべきと考えるがどうか。 （２）近年、全国の自治体において「有機栽培作物の方が慣行栽培より安全」「発達障害の原因が農薬にある」などの、事実に基づかない主張を根拠としたオーガニック給食導入の運動が起こっている。慣行農業や発達障害当事者および家族への誤解や偏見に繋がりかねないこのような誤った根拠の元に給食を有機化することは、それらの主張を行政が裏付けることになり大きな問題であるが、来年度からの給食費公会計化によって給食食材の調達が町の責任となるにあたり、本町はそのような主張・運動をどのように考えているか。 （３）本町がパートナーシップ制度導入を行わない根拠の一つとして、昨年１２月の私の一般質問の中で、県内の性的マイノリティ支援団体が制度導入に消極的な発言をしているかのような答弁があったが、当人に確認したところ「パートナーシップ制度導入は推進すべきであり、自分の発言が導入を否定する意図・文脈で使用されたとすれば不本意である」との趣旨の回答だった。政策決定の過程において第三者の発言を恣意的に切り取り・曲解して根拠とすることは許されることではない。この事実をどう考えているか。 （４）本町議会議員などの行政関係者に「長与町長」名義の年賀状が町の経費で毎年送られているが、公職選挙法 147 条の 2 第 1 項により、公職の候補者が選挙区内に答礼のための自筆のもの以外のあいさつ状は禁止されており、これに違反する可能性がある。伝統的な習慣・風習だとしても、それが法令に抵触するものであれば当然に行ってはならないと考えるが、どのような認識で公費で町長名の年賀状を出しているのか。